住 宅 用 家 屋 証 明 書

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（ａ）新築されたもの（増築）

（ｂ）建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令　　（イ）第４１条　特定認定長期優良住宅

（ｃ）新築されたもの（増築）

（ｄ）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（ｅ）新築されたもの（増築）

（ｆ）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　　　　　　　　　　　　　　（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

　　　　　　　　　　　　　　　　　　家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　（ｂ）（ａ）以外

（ハ）新築（増築）

の規定に基づき、下記の家屋（ 　　　　　年　　　月　　　日 ）

（ニ）取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 建　築　年　月　日 |  |
| （移転登記の場合） | （１）売買　　　　　　　　　　（２）競落 |
|  |  |

（注）｛ ｝の中及び取得の原因は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

年　　月　　日

新潟県北蒲原郡聖籠町長